

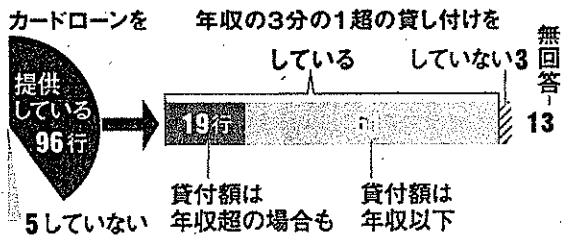
銀行カードローン 高額貸し付け

「年収の1.3超」80行

本社アンケート

多くの銀行が無担保の個人向け「カードローン」で、消費者金融会社には禁じられている「年収の3分

カードローンで年収の3分の1超を貸す銀行が目立つ
120行に調査



の1超」の貸し付けを行っていることが、朝日新聞の調査でわかった。年収を上回る貸し付けもあり、貸付額の上限がない銀行が高額な貸し付けを行っている実態が明らかになった。

全国銀行協会の正会員120行に対して4月中旬に書面で聞き、101行が回答した。カードローンを提供しているのは96行。貸付額が「年収の3分の1を超える」のは80行で、うち19行は年収を超える場合もあるとした。「3分の1を超えない」は3行だった。13行は回答しなかった。改正貸金業法で消費者金

融は「年収の3分の1超」の貸し付けが禁止されているが、銀行は対象外だ。アンケートで銀行にも「3分の1超」を規制すべきか尋ねたところ、「不要」が35行、「必要」は4行だった。62行は「わからない・未回答」とした。不要とした銀行は「適切に判断できる」「まとまったお金が必要ながある」、必要だ

とした銀行は「消費者の保護を優先すべきだ」などとコメントした。規制の必要性は認めつつ「一律に年収3分の1以下とするのは疑問」「保証会社に審査を任せる場合だけ規制すべきだ」との意見もあった。

多重債務への懸念から、日本弁護士連合会は銀行への規制を求めている。全銀協は消極的だが、3月に過剰融資の対策を各行に求めた。アンケートでは77行が「対応している」とし、具体策として、広告の見直しや審査の厳格化を挙げた。

（河合達郎、藤田知也）
デジタル版に
アンケート結果詳細

かつてのカードローンの利用者は主に預金者で、銀行は収入や資産の状況から返済能力を審査できた。今

は派手な広告で「一見」の顧客にも貸し、審査や保証では消費者金融の力も借りて、低リスクで多額のお金を貸している。貸付残高は消費者金融を超え、多重債務問題につながる懸念が弁護士らから出ている。

教育費や医療費でまとまったお金が必要な場合、カードローンの利便性が重要だ、との意見もある。しかし、無担保で使い道が限定されないため、ギャンブルなどに使われて借金が膨らむ例は少なくない。教育や医療向け資金の提供を重視するなら、目的を限った貸付制度を設けるべきではないだろうか。

規制強化を求める声に対し、全国銀行協会は「借り手の利便性を損ねる」と消極的だ。アンケートでも、規制が必要だとした銀行はほとんどなかった。ただ、一部の銀行からは「規制の抜け道になっていると感じる」「貸し手としての責任を持つべきだ」と、現状を疑問視する意見も聞かれた。

カードローンで多額の借金を重ね、自己破産する例も出ている中、守ろうとしている「利便性」が何なのか。全銀協はより明確に説明すべきではないか。

（藤田知也）

問われる「利便性」視点